

## 第4章 心地よい生活空間の創生

### 第1節 豊かな住生活の実現

#### 1 住生活の安定の確保及び向上の促進

本格的な少子・高齢化社会の一層の進展、人口・世帯数の減少、厳しい雇用・所得環境等の社会経済情勢の変化や、住生活を支えるサービスに対するニーズ等を踏まえ、平成23年3月に閣議決定した、23年度から32年度を計画年度とする新たな住生活基本計画（全国計画）に基づき、①安全・安心で豊かな住生活を支える生活環境の構築、②住宅の適正な管理及び再生、③多様な居住ニーズが適切に実現される住宅市場の環境整備、④住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保という4つの目標の達成に向け、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を推進している。

##### (1) 安全・安心で豊かな住生活を支える生活環境の構築

安全・安心な住宅及び居住環境の整備を図るため、大規模な地震等に備え、住宅・建築物の耐震改修を促進するとともに、高齢者が安心できる住まいを確保するため、医療・介護・住宅が連携した「サービス付き高齢者向け住宅制度」を創設し、その供給を促進している。また、低炭素・循環型社会の実現に向けて、省エネルギー性能の向上、エネルギーの使用の合理化、地域材の活用等を進めている。

さらに、街なか居住の推進等により住宅及び住宅市街地における高齢者等の生活の利便性の向上を図るとともに、住生活にゆとりと豊かさをもたらす、美しい街並みや景観の維持及び形成を図っている。

##### (2) 住宅の適正な管理及び再生

マンションのストック戸数は約571万戸（平成22年末現在）に達し、国民の重要な居住形態となっているが、適切な維持管理を行って行く上での様々な課題や老朽マンションの増加等への対応が必要となっている。

「マンション標準管理規約」について、役員資格の要件の緩和等を実施し、修繕積立金に関する基本的な知識や分譲事業者から提示された修繕積立金の額の水準等についての判断材料を提供するために、「マンションの修繕積立金に関するガイドライン」を作成し、公表した。

また、専門的な知識やノウハウをもってマンション管理組合の活動を支援する法人等の立ち上げ等を支援し、総合的なマンション再生に関する相談体制等を構築する「マンション再生環境整備事業」を実施している。

さらに、老朽マンションについては、その改修及び建替えを円滑に行うため、補助、融資、税制措置等の活用促進を図るとともに、都市再生の推進や老朽化建築物の建替えを促進する観点から、「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」に基づく建替組合設立等の認可の要件緩和を行った。なお、同法を活用したマンション建替事業の認可実績は、全国で58件となっている（23年10月1日現在）。

#### (3) 多様な居住ニーズが適切に実現される住宅市場の環境整備

##### ① 既存住宅が円滑に活用される市場の整備

###### (ア) 中古住宅・リフォームトータルプランの策定

「新成長戦略」を踏まえ、ストック重視の住宅政策を実現し、国民の住生活の向上を目指すとともに、市場規模の拡大を通じた経済の活性化に資するため、今後講ずべき施策を総合的・体系的に取りまとめた中古住宅・リフォームトータルプランを平成24年3月26日に策定した。

中古住宅・リフォームトータルプランに基づき、以下の取組みを総合的に推進する。

- ・消費者が安心して中古住宅の売買やリフォームできる市場の環境を整備するためのインスペクションの普及や瑕疵担保責任保険の充実、価格査定制度の普及促進、住宅履歴情報の活用促進、中古住宅に係る情報提供の充実、中古住宅流通に資するローン商品の開発促進を図る。
- ・耐震改修や省エネ改修等の住宅の質の向上を図るリフォームに対する支援等を行うとともに、リフォームによる質の向上の担保評価への反映など住宅ローンの充実や高齢者等の持ち家を子育て世帯に定期借家を活用して賃貸化し、住み替えを促進することによるストックの有効活用を図る。また、既存建築物を構造躯体から抜本的に改修し、新築と同等の耐震性能・省エネ性能、バリアフリー性能等を備えた建築物へと再生させる取組みの促進を図る。
- ・宅地建物取引業者や中小建設事業者等の中古住宅流通やリフォームの担い手の育成・強化を図るため、従業員の資質向上のための取組み支援等を行うとともに、宅地建物取引業者のコンサルティング機能の向上や、中古住宅流通とリフォーム・インスペクション等関連事業者との連携促進を通じ、中古住宅流通を促すためのリフォーム等関連するサービスをワンストップで提供するための体制整備を図る。
- ・市街地の安全性の確保、良好な住環境・街並みの整備を図る。

###### (イ) 消費者が安心してリフォームができる市場環境の整備

住宅リフォームを検討する消費者は、費用や事業者選びに関して不安を有しており、これを取り除くことが住宅リフォーム市場の拡大には必要である。

このため、具体的な見積書についての相談を行う「リフォーム無料見積チェック制度」や各地の弁護士会における「無料専門家相談制度」等の取組みを進めている。平成23年度はリフォーム見積チェックが402件、リフォーム工事に関する無料専門家相談が549件となっている。

また、消費者が安心してリフォームができるよう、施工中の検査と欠陥への保証がセットになったリフォーム瑕疵保険制度の23年度の加入申込件数は2,123件、マンション大規模修繕工事を対象とした大規模修繕工事瑕疵保険制度の23年度の加入申込件数は429棟となっている。

なお、事業者が保険に加入するには、建設業許可の有無や実績等の条件を満たした上で、各住宅瑕疵担保責任保険法人に事業者登録をする必要があり、登録された事業者は（一社）住宅瑕疵担保責任保険協会のホームページで公開されるため、消費者は事業者選びの参考とすることができる。

さらに、消費者が安心してリフォームが行えるよう、サイトを經由してリフォーム工事を行った場合にリフォーム瑕疵保険への加入を要件とするなど消費者保護に十分配慮したリフォーム事業者検索サイトを支援し、安心して事業者を選定できる環境を整備している。

###### (ウ) 消費者が安心して中古住宅を取得できる市場環境の整備

消費者が安心して中古住宅の取得ができるよう、検査と欠陥への保証がセットになった既存住宅売買瑕疵保険制度の平成23年度の加入申込件数は、4,603件となっている。なお、消費者は、リフォーム瑕疵保険と同様に登録事業者をホームページで検索し、事業者選びの参考とすることができる。



(工) 消費者ニーズに対応した魅力ある中古住宅流通・リフォーム市場の整備

リフォーム市場を活性化するためには、多様な業種の参入による魅力あるリフォーム市場の形成を図っていく必要がある。このため、平成23年度は、ホームセンター、家電量販店、住宅展示場等と連携した消費者イベントを全国で53回実施し、3,600名の参加者にリフォームの魅力や気を付けるべきポイントを直接説明した。

また、既存住宅の売買や分譲共同住宅の大規模修繕工事に際して、住宅瑕疵担保責任保険法人による検査、瑕疵保険への加入、履歴情報の登録・蓄積等を行う事業について、その工事費用等の一部に対して補助を行う既存住宅流通・リフォーム推進事業を実施し、中古住宅市場、リフォーム市場を刺激するとともに、既存住宅売買瑕疵保険、大規模修繕工事瑕疵保険や住宅履歴の周知普及を図った。

②将来にわたり活用される良質なストックの形成

(ア) 住宅の品質確保

「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づき、新築住宅の基本構造部分に係る10年間の瑕疵担保責任を義務付けるとともに、新築住宅及び既存住宅に対し、耐震性、省エネ対策、シックハウス対策等、住宅の基本的な性能を客観的に評価し、表示する住宅性能表示制度を実施している。平成23年度の実績は、設計図書の段階で評価した設計住宅性能評価書の交付が197,748戸、現場検査を経て評価した建設住宅性能評価書（新築住宅）の交付が164,591戸、建設住宅性能評価書（既存住宅）の交付が437戸となっている。

建設住宅性能評価を受けた住宅に係る紛争については、指定住宅紛争処理機関である全国各地の弁護士会が裁判によらず迅速かつ適正な処理を図ることとしており、住宅紛争処理支援センターがその支援業務を行っている。同センターは、住宅に関する様々な相談も受け付けている。23年度の実績は、指定住宅紛争処理機関における紛争処理の申請受付件数31件、同センターの相談受付件数20,624件となっている。

(イ) 住宅の長寿命化への取組み

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき、住宅を長期にわたり良好な状態で使用し続けることができるよう、その構造や設備について、一定以上の耐久性、維持管理容易性等の性能を備えた住宅（「長期優良住宅」）の普及を図っている（平成23年度認定戸数：105,544戸）。

(ウ) 木造住宅の振興

国民の約8割が木造住宅を志向する<sup>注</sup>など、国民の木造住宅に対するニーズを踏まえ、良質な木造住宅ストックの形成を図るため、中小工務店等により供給される地域材等を活用した木造の長期優良住宅の建設に対する支援を行っているほか、木造住宅の建設等に係る人材育成に対する支援を行っている。

③多様な居住ニーズに応じた住宅の確保と需給の不適合の解消

(ア) 住宅金融

民間金融機関による相対的に低利な長期・固定金利住宅ローンの供給を支援するため、(独)住宅金融支援機構では証券化支援業務を行っている。当業務には、民間金融機関の住宅ローン債権を集約し証券化するフラット35（買取型）と民間金融機関自らがオリジネーターとなって行う証券化を支援するフラット35（保証型）があり、フラット35（買取型）における平成24年3月末までの実績は、買取申請件数635,525件、買取件数443,627件で、338の金融機関が参加している。また、フラット35（保証型）における24年3月末までの実績は、付保申請件数19,036件、付保件数12,035件で、4金融機関が参加している。

証券化支援業務の対象となる住宅については、耐久性等の技術基準を定め、物件検査を行うことで住宅の質の確保を図るとともに、証券化支援業務の枠組みを活用し、耐震性、省エネルギー性、バリアフリー性及び耐久性・可変性の4つの性能のうち、いずれかの基準を満たした住宅の取得に係る当初10年間（長期優良

住宅等については当初20年間）の融資金利を引き下げる優良住宅取得支援制度（フラット35S）を実施している。なお、22年2月に「明日の安心と成長のための緊急経済対策」において、フラット35Sの当初10年間の金利引下げ幅を同年12月末までの取得に対し0.3%から1.0%に拡大するなどの対策を実施し、22年9月には「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」において、金利引下げ幅拡大の適用期間を1年延長（23年12月末日まで）した。その後、申込が早期に予算枠に達する見込みとなったため、適用期間を23年9月30日までに短縮した。

一方、同機構の直接融資業務は、災害対応、密集市街地建替え、子育て世帯・高齢者向け賃貸住宅等の政策的に重要でかつ民間金融機関では対応が困難な分野に限定して実施している。東日本大震災への対応については、震災発生の翌日に災害専用ダイヤルを開設し、被災者からの相談への対応体制を整備した。また、被害状況等の迅速な情報収集を行うとともに、災害復興住宅融資の円滑な実施に向けて、金融機関や地方公共団体との連携体制を構築した。

(イ) 住宅税制

高齢者が保有する資産を早期に若年世代へ移転させ、住宅取得等を通じた経済社会の活性化を図るため、平成24年度税制改正において、住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置について、非課税限度額（23年：1,000万円）を以下のとおり拡充した。

贈与年	省エネ性又は耐震性を満たす住宅	左記以外の住宅
平成 24 年	1,500 万円	1,000 万円
平成 25 年	1,200 万円	700 万円
平成 26 年	1,000 万円	500 万円

(ウ) 賃貸住宅市場の整備

賃貸住宅市場においては、戸建て住宅、マンション等の持家ストックの賃貸化等を通じたストックの質の向上を図るため、定期借家制度の普及、サブリース事業<sup>注</sup>の適正化等の環境整備に取り組んでいる。

(4) 住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保

①公的賃貸住宅等の供給

高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯等各地域における居住の安定に特に配慮が必要な世帯を対象とした良質な賃貸住宅の供給を促進するため、公営住宅を補完する制度として地域優良賃貸住宅制度を位置付け、公的賃貸住宅等の整備等に要する費用に対する助成や家賃の減額に要する費用に対する助成を行っている。

また、解雇等により住居の退去を余儀なくされる者に対する住宅セーフティネットを確保するため、全国のハローワークと連携の下、離職者が利用可能な公営住宅や（独）都市再生機構賃貸住宅等の関連情報の一元的提供を行うワンストップサービスの推進や社会資本整備総合交付金を活用した家賃助成等の取組みの推進等、離職者の居住安定確保に向けた対策を講じている。

注 内閣府「森林と生活に関する世論調査」(平成23年)

注 賃貸住宅管理会社が建物所有者（家主）等から建物を転貸目的で賃借し、自ら転貸人となって転借人に賃貸する事業



図表Ⅱ-4-1-1 公的賃貸住宅等の趣旨と実績

	趣 旨	管理戸数
公営住宅	住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で良質な賃貸住宅を供給	約217万戸（平成22年度）
改良住宅	不良住宅地区の住環境改善等に伴い、住宅に困窮する従前居住者向けの公的賃貸住宅を供給	約16万戸（平成22年度）
都市再生機構賃貸住宅	大都市地域において、住宅市街地の整備と併せ、民間事業者による十分な供給が困難なファミリー向け賃貸住宅等を中心として、職住が近接した良質な賃貸住宅を供給（なお、平成14年度より民間事業者によるファミリー向け賃貸住宅等の供給を支援する民間供給支援型賃貸住宅制度を実施）	約76万戸（平成22年度）
公社賃貸住宅	地域の賃貸住宅の需要状況に応じ、良質な賃貸住宅を供給	約18万戸（平成22年度）
地域優良賃貸住宅	民間の土地所有者等に対し、整備費等及び家賃減額のための助成を行い、高齢者世帯、子育て世帯等を対象とした良質な賃貸住宅を供給	・特定優良賃貸住宅等 約15万戸（平成22年度） ・高齢者向け優良賃貸住宅等 約3.6万戸（平成22年度）

(注) 1 都市再生機構が管理する賃貸住宅戸数には、高齢者向け優良賃貸住宅等を含む。  
 2 公社賃貸住宅の管理戸数には、特定優良賃貸住宅等及び高齢者向け優良賃貸住宅等を含まない。  
 3 平成19年度に、特定優良賃貸住宅制度と高齢者向け優良賃貸住宅制度を再編して、地域優良賃貸住宅制度を創設した。  
 資料) 国土交通省

②民間賃貸住宅の活用

民間賃貸住宅のセーフティネット機能の向上を図る観点から、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等により構成される居住支援協議会を通じ、高齢者、障害者、外国人、子育て世帯等が民間賃貸住宅へ円滑に入居することができるようにするため、住宅の情報提供等の居住支援を行うこととしている。

2 良好な宅地の供給及び活用

(1) 地価の動向

平成24年地価公示（1月1日時点）の結果は、リーマンショック後に行われた21年地価公示から4年連続の下落となったが、下落率は縮小傾向を示した。また、半年ごとの地価動向を都道府県地価調査（7月1日時点）との共通の調査地点で見ると、東日本大震災のあった23年前半（1月～6月）に下落率が拡大し、23年後半（7月～12月）に下落率が縮小した。このように、不動産市場は、震災の影響により一時的に停滞したが、被災地を除き、比較的早期に回復傾向を示している。一方、下落が続いていることについては、円高、欧州債務危機等の先行き不透明感による影響も見られる。

(2) 宅地供給の現状と課題

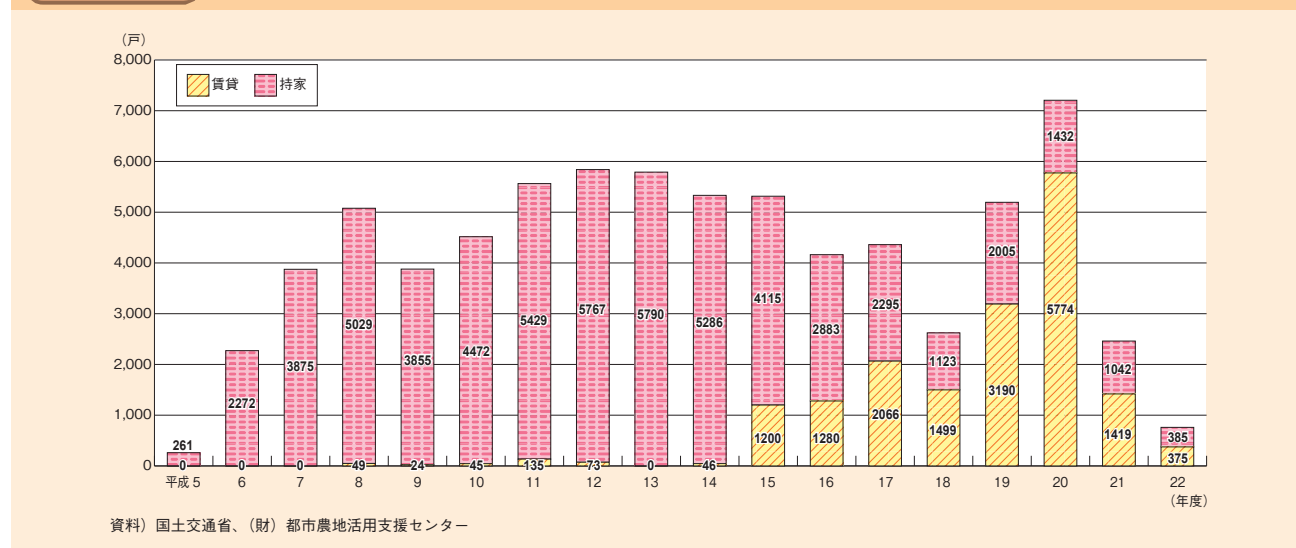
新規宅地の大量供給を促進する従来の施策を転換し、人口・世帯の動向を踏まえた宅地施策を推進している。具体的には、(独)都市再生機構のニュータウン事業では既に着手済みの事業のみを行っている。また、宅地開発に関連して必要となる公共施設の整備を支援するほか、税制の特例等により、良好な居住環境を備えた宅地の供給を促進している。

(3) 定期借地権の活用

借地契約の更新が無く、定められた契約期間で確定的に借地契約が終了する定期借地権は、良好な住宅取得を低廉な負担で実現する上で有効な制度であり、定期借地権付住宅は、平成22年末までに70,000戸以上が供給されている。

なお、同制度の円滑な普及に向けた条件整備として、保証金、権利金に次ぐ第三の一時金方式である前払賃料方式の税務上の取扱いの明確化等を行っている。

図表Ⅱ-4-1-2 定期借地権付住宅供給の推移



(4) ニュータウンの再生

計画開発住宅市街地（ニュータウン）については、住宅や施設の老朽化、居住者の高齢化や小世帯化に伴って生じる機能更新等の課題に対応し、良好なストックとして引き続き活用する必要がある。また、ニュータウンの再生に資するよう、エリアマネジメント<sup>注</sup>に関する情報提供を行っている。

第2節 快適な生活環境の実現

1 都市公園等の整備及び良好な都市環境の形成

(1) 都市公園等の整備状況と機能充実に向けた取組み

都市公園等は、国民の多様なニーズに対応するための基幹的な施設であり、①避難地等となる防災公園の整備による安全・安心な都市づくり、②少子・高齢化に対応した安心・安全なコミュニティの拠点づくり、③循環型社会の構築、地球環境問題への対応に資する良好な自然的環境の保全・創出、④地域の個性を活かした観光振興や地域間の交流・連携のための拠点づくりなどに重点を置き、国営公園、防災公園等の整備や古都及び緑地の保全を、効率的かつ計画的に実施している。



平成22年度末現在の都市公園等整備状況は、99,874箇所、118,165haとなっており、一人当たり都市公園等面積は約9.8m<sup>2</sup>となっている。また、国営公園については、22年度の年間利用者数が約3,333万人（国民の3.8人に1人）となっており、23年度は17箇所を整備及び維持管理を行っている。

注 地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者等による主体的な取組み



(2) 緑豊かな都市環境の形成

地球温暖化対策や生物多様性保全等の地球環境問題への適切な対応及び良好な自然的環境の保全と創出による緑豊かな都市環境の実現を目指し、市町村が策定する緑地の保全や緑化の推進に関する基本的な計画である「緑の基本計画」等に基づき、都市緑化及び緑地保全を推進している。また、緑豊かな都市公園の整備を推進するとともに、建築行為等の規制や土地の買入れにより樹林地等の保全を図る特別緑地保全地区や契約に基づき市民に緑地を公開する市民緑地制度等の活用により緑地の保全を図っている。さらに、社会資本整備総合交付金等により、これらの取組みを総合的に支援するとともに、道路・河川等との事業間連携を進め、水と緑のネットワークの形成を図っているほか、緑化地域制度や地区計画等緑化率条例制度等の活用により、民有地の緑化を推進している。

そのほか、全国「みどりの愛護」の集いなどの普及啓発活動を実施するとともに、緑化を進める方々への各種表彰制度や、企業自らの緑化・緑地保全に対する取組みを評価・認証するなど、様々な施策を展開して普及啓発を推進している。

2 歩行者・自転車優先の道づくりの推進

①人優先の安全・安心な歩行空間の形成

安全・安心な社会の実現を図るためには、歩行者の安全を確保し、人優先の安全・安心な歩行空間を形成することが重要である。特に子供にとって身近な道路の安全性を高めるため、通学路を主とした歩道等の整備を推進している。この際、市街地等といった歩道等の整備が困難な地域においては、路肩のカラー舗装や防護柵設置等の簡易な方法を含めた安全・安心な歩行空間の創出に取り組んでいる。

②安全で快適な自転車利用環境の創出

平成22年3月時点で、自転車道や自転車専用通行帯等の自動車や歩行者から分離された自転車通行空間の延長は約3,000kmとわずかである上、自動車の駐停車等により自転車の通行が阻害されるなど、道路の現況は自転車の車道通行にとって数々の問題を含んでいる。このため、自転車通行空間の整備と併せ、全ての道路利用者に自転車の通行ルールを徹底するなど、ハード、ソフトの両面から取組みを行い、自転車が安全で快適に通行できるとともに、歩行者の安全性が高まるような自転車の利用環境を創出することが喫緊の課題となっている。そこで、警察庁と連携し、有識者からなる検討委員会を開催し、自転車利用環境整備のためのガイドラインの検討を進めている。

③質の高い歩行空間の形成

歩くことを通じた健康の増進や魅力ある地域づくりを支援するために、豊かな景観・自然、歴史的建物等を結ぶ質の高い歩行空間を形成するウォーキング・トレイル事業により歩行者専用道路及び休憩施設の整備等を推進している。

④わかりやすい道案内の推進

地理に不案内な歩行者等に対して、目的地へのわかりやすい道案内の実施・支援に取り組んでいる。

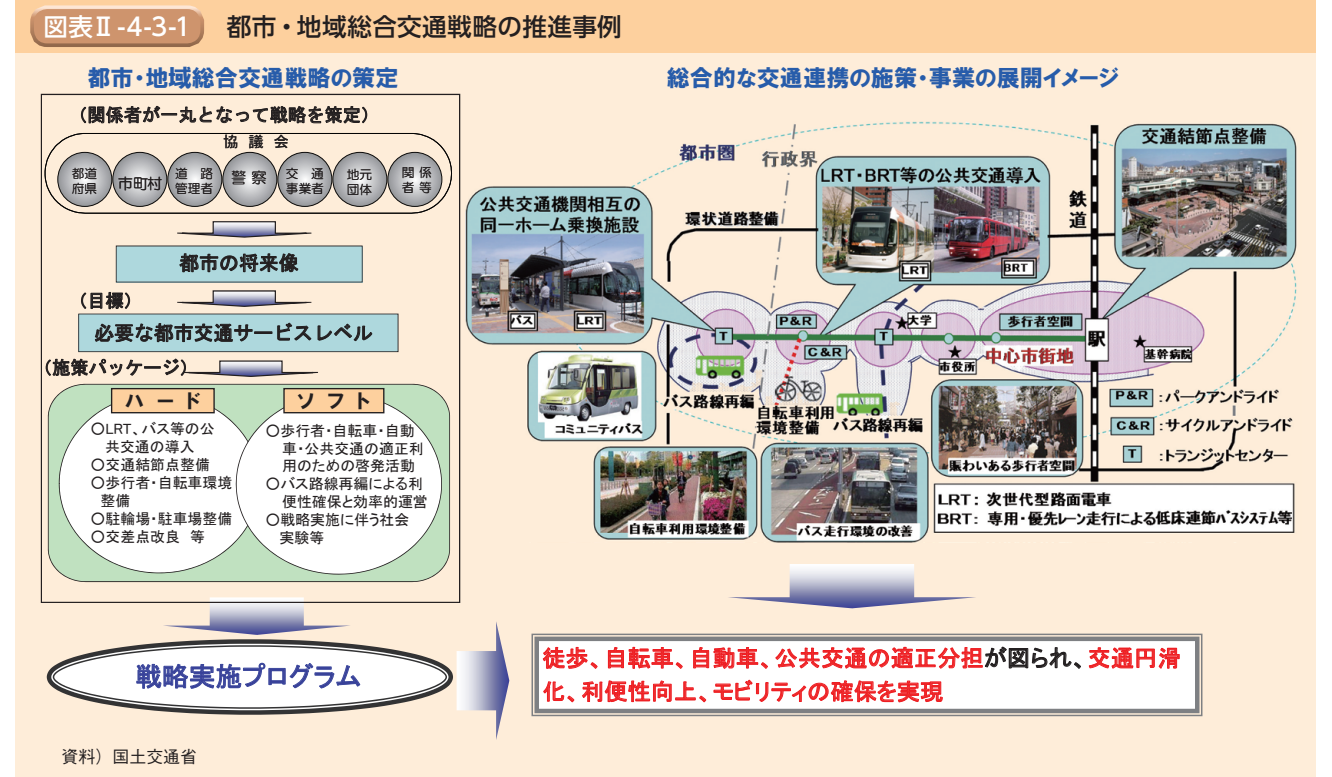
⑤柔軟な道路管理制度の構築

自動車交通の一層の円滑化と安全に加え、安全な歩行空間としての機能や地域のにぎわい・交流の場としての機能等の道路が有する多様な機能を発揮し、沿道住民等のニーズに即した柔軟な道路管理ができるよう、(ア) 指定市以外の市町村による国道又は都道府県道の歩道の新設等の特例、(イ) 市町村による歩行安全改築の要請制度、(ウ) NPO等が設置する並木、街灯等に係る道路占用の特例、(エ) 道路と沿道施設を一体的に管理するための道路外利便施設の管理の特例等を実施している。

第3節 利便性の高い交通の実現

(1) 都市・地域における総合交通戦略の推進

安全で円滑な交通が確保された集約型のまちづくりを実現するためには、自転車、鉄道、バス等の輸送モード別、事業者別ではなく、利用者の立場でモードを横断的にとらえる必要がある。このため、地方公共団体が公共交通事業者等の関係者からなる協議会を設立し、協議会において目指すべき都市・地域の将来像と提供すべき交通サービス等を明確にした上で、必要となる交通施策や実施プログラム等を内容とする「都市・地域総合交通戦略」を策定（平成24年3月現在75都市で策定・策定中）し、関係者がそれぞれの責任の下、施策・事業を実行する仕組みを構築することが必要である。国は、同戦略に基づき実施されるLRT<sup>注1</sup>等の整備等、交通事業とまちづくりが連携した総合かつ戦略的な交通施策の推進を支援することとしている。



(2) 渋滞緩和に向けたTDM等の推進

自動車交通の状況や道路交通の混雑を解決する処方せんは都市ごとに異なるものであるが、TDM<sup>注2</sup>は都市の特性に応じて措置ができる施策であり、総合的かつ効果的なTDMの普及を推進している。朝夕のラッシュ時等に発生している渋滞を緩和するために、道路ネットワークの整備、ボトルネックの解消等の交通容量拡大策に加え、バスロケーションシステムの導入等の公共交通機関の利用促進策や、パークアンドライド<sup>注3</sup>、時差通勤等のTDM施策を実施している。また、地域によっては、バス路線マップや個別冊子を住民に配布することで、自動車の使い方の見直しを促し、公共交通を有効に使うモビリティマネジメント<sup>注4</sup>を実施している。

注1 Light Rail Transitの略で、低床式車両（LRV）の活用や軌道・電停の改良による乗降の容易性、定時性、速達性、快適性などの面で優れた特徴を有する次世代の軌道系交通システム  
 注2 都市又は地域レベルの道路交通混雑を緩和するため、道路利用者の時間の変更、経路の変更、手段の変更、自動車の効率的利用、発生源の調整等により、交通需要量を調整（＝交通行動を調整）する手法  
 注3 交通混雑緩和のため自動車を都市郊外の駐車場に駐車し（パーク）、鉄道、バス等の公共交通機関に乗り換え（ライド）、目的地に入るシステム  
 注4 一人一人のモビリティ（移動）が、個人的にも社会的にも望ましい方向（過度な自動車利用から公共交通・自転車等を適切に利用する方向）へ自発的に変化することを促す、コミュニケーション施策を中心とした交通政策



### (3) 公共交通の利用環境改善に向けた取組み

地域の公共交通について、バリアフリー化されたまちづくりの一環として、より制約の少ないシステムの導入等地域公共交通の利用環境改善を促進するために、地域公共交通確保維持改善事業により、LRT、BRT、ICカードの導入等を支援している。

### (4) 都市鉄道ネットワークの充実

都市鉄道ネットワークは、輸送力増強による混雑緩和を主眼とした整備が進められてきた結果、相当程度拡充されてきた。その結果、大都市圏における鉄道の通勤・通学時の混雑は少子高齢化の進展等と相まって低下傾向にあるが、一部の路線では混雑率が180%を超えるなど依然として高く、引き続き混雑緩和に取り組む必要がある。このため、特定都市鉄道整備積立金制度を活用した小田急小田原線複々線化工事や東急東横線改良工事を進めている。

また、既存の都市鉄道ネットワークを有効活用しつつ、速達性の向上や交通結節機能の高度化を図ることを目的とする「都市鉄道等利便増進法」を活用し、相鉄・JR直通線や相鉄・東急直通線等の整備を進め、利用者利便を増進するなど、都市鉄道ネットワークの一層の充実を図っている。

### (5) 都市モノレール・新交通システム・LRTの整備

少子高齢化に対応した交通弱者のモビリティの確保を図るとともに、都市内交通の円滑化、環境負荷の軽減、中心市街地の活性化の観点から公共交通機関への利用転換を促進するため、LRT等の整備を推進している。平成23年度は、熊本市電（熊本市交通局）において、ヒートアイランド現象の緩和、走行騒音の低減を図るため、路面電車の軌道敷に芝生を張る軌道緑化事業が行われている。



### (6) バスの利便性の向上

バスについては、バスを中心としたまちづくりを推進するオムニバスタウンの整備を始め、公共車両優先システム（PTPS）やバスレーン等を活用した定時性・速達性の向上、バスの位置情報を提供するバスロケーションシステム、円滑な乗降を可能とするICカードシステムの導入等を行い、利便性の向上を図っている。

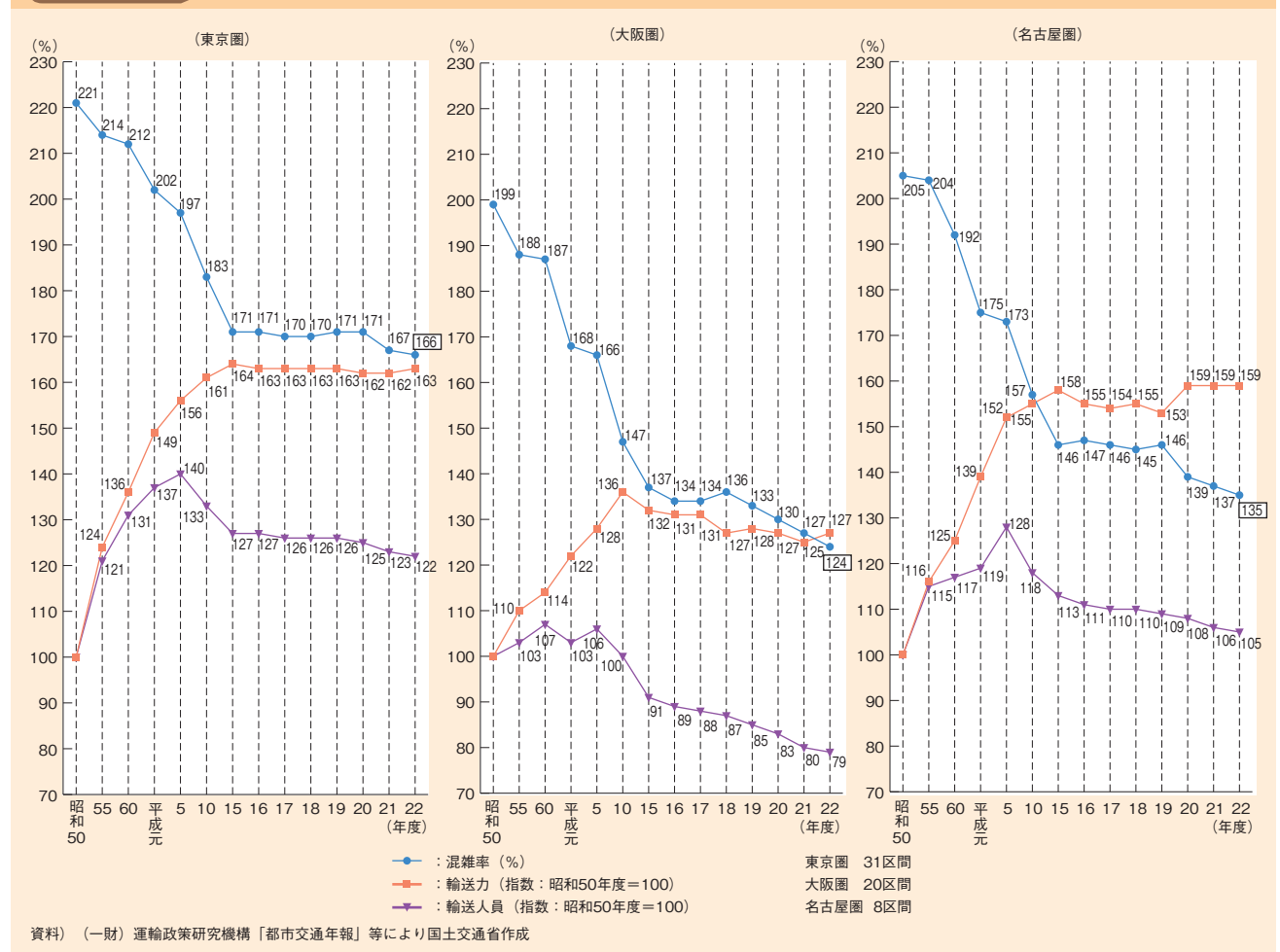
### (7) 既存高速道路ネットワークの有効活用・機能強化

#### ① 多様で弾力的な料金施策の実施

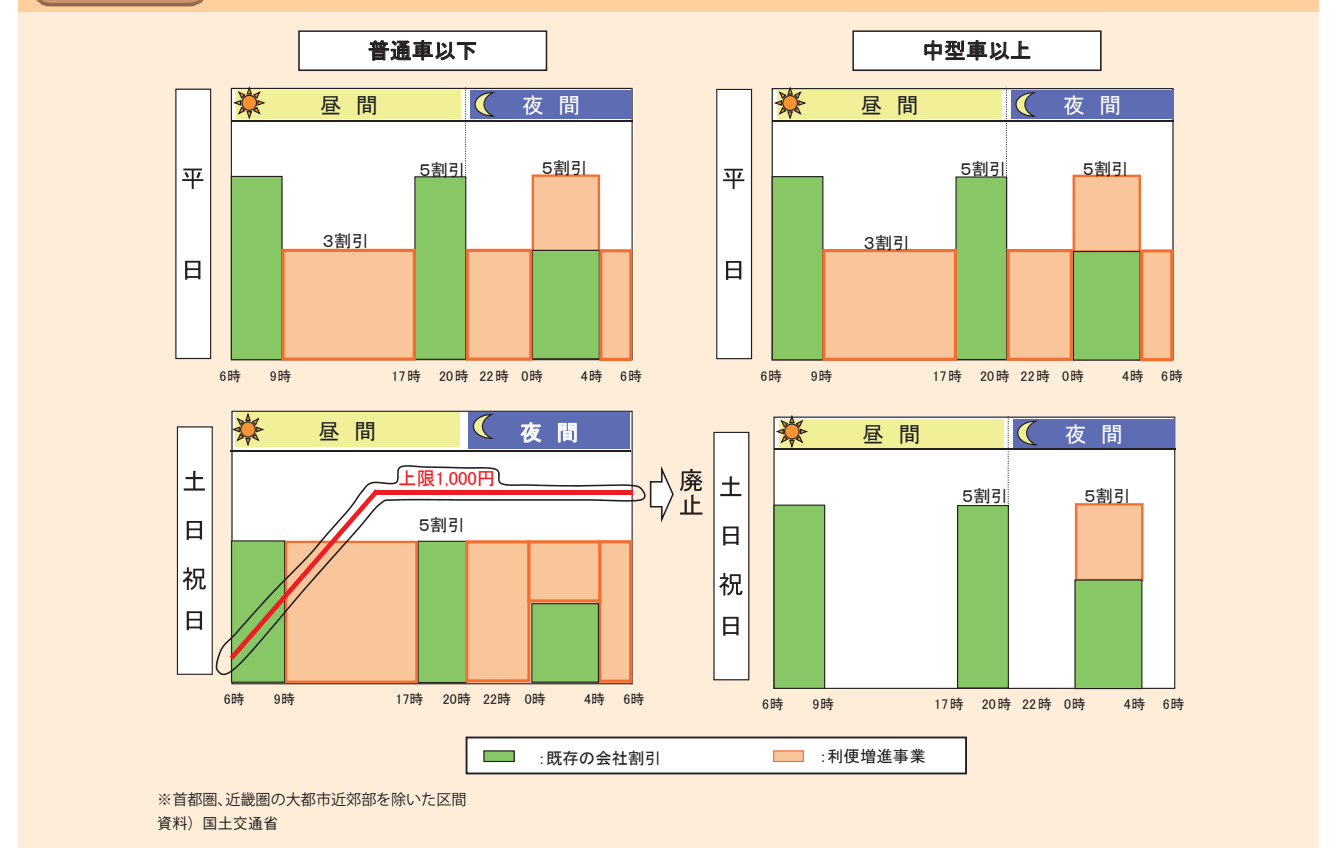
物流の効率化や地域の観光振興を図るため、高速道路の利便増進事業として、平日の全時間帯に3割引以上や、土日祝日に普通車以下を対象に終日5割引等を実施した。

なお、東日本大震災に対応するため、土日祝日上限1,000円は平成23年6月に廃止した。

図表Ⅱ-4-3-2 三大都市圏における主要区間の平均混雑率・輸送力・輸送人員の推移（指数：昭和50年度=100）



図表Ⅱ-4-3-3 現行の料金割引と財源（NEXCO 地方部の例）

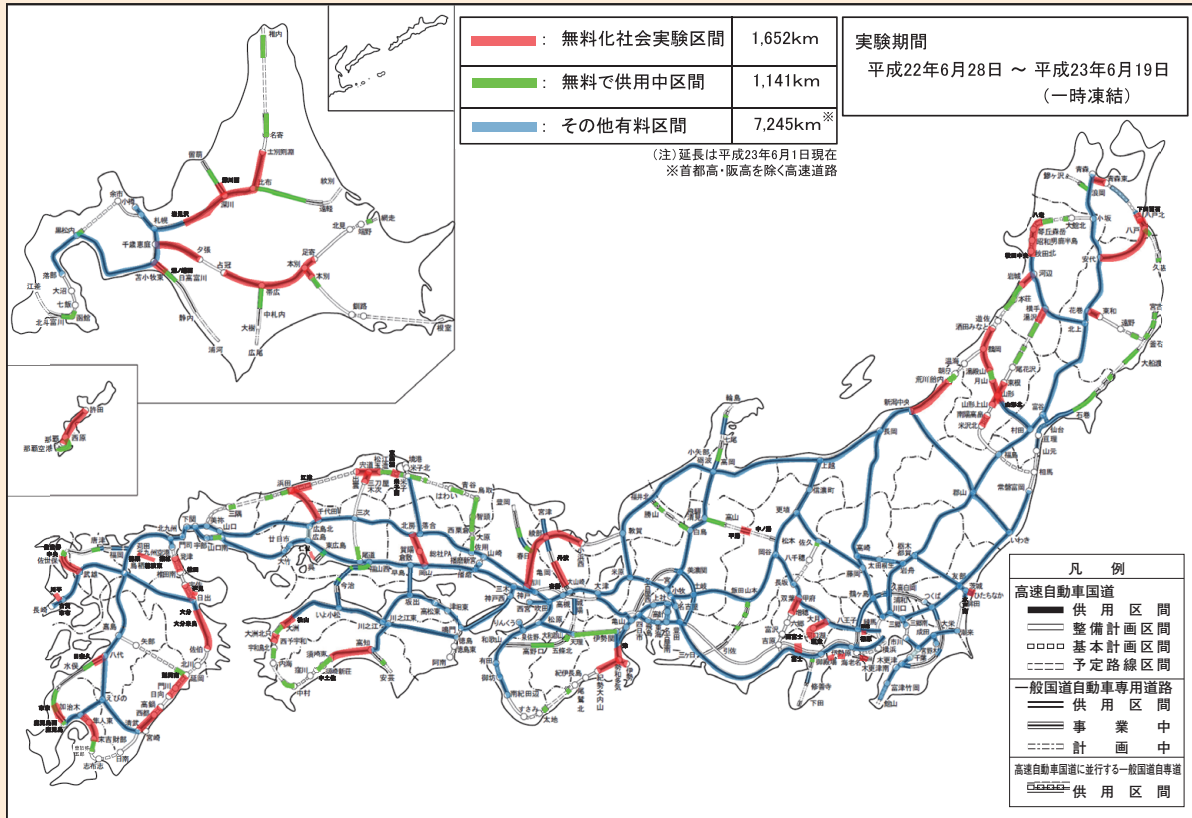




### ②高速道路の原則無料化

高速道路を徹底的に活用し、物流コスト・物価を引き下げ、地域経済を活性化するための高速道路の原則無料化に関し、平成22年6月から、全国の高速道路の約2割の区間（1,652km）で無料化社会実験を開始したが、東日本大震災に対応するため、平成23年6月に一時凍結した。

図表Ⅱ-4-3-4 高速道路無料化社会実験について



資料) 国土交通省

### ③スマートインターチェンジの整備等の促進

既存の高速道路ネットワークを有効に活用し、地域経済の活性化や渋滞の軽減等を図るため、スマートインターチェンジの整備等を促進している。

図表Ⅱ-4-3-5 スマートインターチェンジ周辺地域の開発誘発の例

(静岡県・遠州豊田スマートIC)

